

西目中学校の部活動運営方針

I 部活動の意義と本方針の趣旨

学校の部活動は、活動内容に興味と関心をもつ同好の生徒が参加し、指導者の指導の下、学校教育の一環として行われ、活動を「すること」のみならず「みる、支える、知る」といった視点から様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたる豊かな関わり方を学ぶなど、各学校の教育課程との関連を図る中で、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させるために、大きな役割を果たしている。

また、技能・技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ること、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感の涵養に資することなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

本方針は、西目中学校の部活動に所属する生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動する喜び、演奏する喜び、科学的に追究する喜び、表現する喜びを感じ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

II 適切な運営のための体制整備

1 校長の取組

- (1) 校長は、教育目標や本方針に則り、毎年度「学校の部活動運営方針」を作成

しPTA総会やホームページ等で公表する。

- (2) 校長は、教育上の意義や生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して参加する大会等を精査する。
- (3) 校長は、担当の複数配置や適正な数の部活動設置を目指す。
- (4) 校長は、校内に学校の教職員、保護者、指導者等による部活動連絡協議会等を設置し、部活動の運営について理解と協力を求める。

2 指導者の取組

- (1) 指導者は、適切な活動日数や活動時間を設定し、年間計画、月間計画を立て、生徒や保護者に活動の見通しをもたせながら部活動を展開するよう努める。
- (2) 指導者は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

【各部の活動計画作成に当たって】

- ・ 学校教育目標及び「学校の部活動運営方針」等を基に計画する。
- ・ 生徒の発育や発達の段階、能力、経験等を考慮する。
- ・ 参加する大会等の時期を考慮し、基礎練習期、試合想定練習期、大会期、休養期の設定等、活動と休養の適切なバランスに配慮する。
- ・ 運動会等の学校行事に配慮する。
- ・ 安全面を考慮し、最終下校時刻を設定する。

III 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を定める。

1 基準

週あたり2日以上の休養日を設ける

- (1) 休養日は、原則として「水曜日」と「日曜日」とする。
- ・ 天候、体育館割等を考慮して設定する。
 - ・ 大会等への参加などにより土曜日・日

曜日の2日間を活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。

- (2) 長期休業中の扱いも学期中に準ずる。
- (3) 夏季休業中の学校閉庁日(8/12~8/15)の4日間は活動休止日とする。
- (4) 定期試験の前の一定期間を活動休止日とする。

2 活動時間について

1日の活動時間は、平日は2時間程度(県ガイドライン)、学校の休業日は3時間程度とし、基本的に「下校完了時刻」は「終業時刻から2時間半後」として設定する。

IV 部活動の事故防止

1 事故防止

- (1) 生徒が常に安全に活動できるよう、指導者が不在のときは事故につながるような活動は行わない。
- (2) 事故防止や事故発生時に対応するマニュアルを作成する。
- (3) 使用する施設については、練習前に状態を確認するよう習慣づけ、定期的に点検補修を行う。
- (4) 可動式器具の移動及び設置の際には、定められた手順に従い、転倒等の事故がないように注意する。
- (5) 気温、室温等に応じ、十分な水分の補給や休憩時間を確保し、体調の変化に留意する。
- (6) 気象庁が高温注意情報を発表した地域や時間帯では、原則として活動を行わない。
- (7) 生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒については、無理をさせず、活動内容を制限したり、休ませたりするなど適切に対応する。

2 生徒の移動に係る交通安全対策

生徒の移動は、公共交通機関の利用が基本原則であり、やむを得ない事情等で自家用車や大型バス等を使用する場合には次の事項に留意し、事故防止に万全を期すようにする。

- (1) 事前に運行計画を作成し、保護者の了解を得ること。
- (2) 運転者には、運転熟練者など、運転者として適格な者を充てること。
- (3) 運転者の健康状態に十分留意するとともに、無理なスケジュールや過度の走行距離にならないよう配慮し、安全運転を心がけること。
- (4) 使用する車両については、法定の検査及び点検並びに日常の整備点検を確実に実施すること。また、任意の自動車保険(対人・対物・搭乗者等)に加入するとともに、生徒の旅旅行保険を付すること。
- (5) 道路交通法等に基づき、乗車の際はシートベルトを着用するなど、安全に十分心がけること。
- (6) 不慮の事故等に備えて、保護者の連絡先や生徒の血液型の一覧及び健康保険証等を携行すること。
- (7) 一日の移動距離はおおむね300kmまでとし、運転時間の合計は5時間までとすること。

平成30年4月3日教保2「運動部活動や体育的行事等における適切な指導及び事故防止の徹底について」

V 体罰・不祥事等の防止

1 体罰等の防止

- (1) 指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメント根絶の徹底を図る。
- (2) 校長は、部活動の活動状況を把握する。

2 部活動の運営等に係る経費

- (1) 部活動の運営等に係る経費は、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に校長の許可を得る。
- (2) 部活動の運営等に係る経費は、保護者の理解を得た上で徴収し、明朗な会計処理ののち、保護者会等で決算等について報告する。
- (3) 部活動後援会の通帳や出納簿等は管理職により定期的な確認を行う。
本方針は、平成31年4月1日から適用する。